

犬山市あきや活用支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、適正な管理がなされていない空き家等の発生の抑制及び流通を図るとともに、居住誘導区域への定住を促すことで、定住人口の増加、バランスのとれた人口構成の実現及び地域社会の活性化につなげ、持続可能なまちの創出に資するため、空き家等を購入する者に対し、予算の範囲内において交付する犬山市あきや活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯 独立して生計を営む単身者、夫婦（第6条第1項の申請の日（以下「申請日」という。）から1年以内に婚姻する者（以下「婚約者」という。）及び第11条の報告の日（以下「報告日」という。）までに犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱（令和6年要綱第16号）に基づきパートナーシップ・ファミリーシップに係る証明を受けた者（以下「宣誓者」という。）を含む。）又は親族で構成される世帯をいう。
- (2) 多子世帯 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は申請者の配偶者、婚約者若しくは宣誓者の子が3人以上あり、かつ、第3子以降の子が中学生以下である世帯をいう。
- (3) 居住 現に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。
- (4) 空き家等 一戸建ての住宅及び長屋の住戸で、申請日において、居住その他の使用がなされていないことが継続して1年以上常態であるものをいう。

- (5) 空き家バンク 犬山市空き家等情報提供事業実施要領（平成 28 年 8 月 10 日施行）に規定する空き家バンクをいう。
 - (6) 取得 申請者が補助金の交付対象となる空き家等（以下「対象建物」という。）及びその土地を売買契約の締結により購入し、所有することをいう。
 - (7) 居住誘導区域 犬山市立地適正化計画において居住を誘導すべき区域として設定された区域をいう。
 - (8) 事業 取得及びこれに伴う所有権移転登記（申請者の名義によるものに限る。）をいう。
 - (9) リフォーム 法人又は個人の施工業者が行う住宅の修繕、模様替え、増築又は機能向上のために行う補修、改造若しくは水廻り設備の更新等であって申請者が契約を締結するものをいう。
- （交付対象者及び対象建物）

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者の属する世帯の構成員（以下「申請者等」という。）が、報告日において納期限が到来している犬山市税条例（昭和 29 年条例第 17 号）第 3 条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和 36 年条例第 19 号）第 7 条に規定する国民健康保険税を完納していること。
- (2) 申請者等が、犬山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 34 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

2 対象建物は、市内に現存し、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日において、空き家バンクに 2 年以上掲載されている空き家等であること。
- (2) 申請日において、補助金の交付を受けていない空き家等であること。
- (3) 報告日までに事業が完了する空き家等であること。

- (4) 法令並びに本市の条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反するものでないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、取得に係る売買契約に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等の経費
- (2) 他の補助金の交付を受けた経費及び交付を受けることとなる経費
- (3) その他市長が適当でないと認める経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「補助基本額」という。）とし、100万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の補助金の額に当該各号に定める額を加えた額（その額が補助基本額を超える場合にあっては、補助基本額）を補助金の額とする。

- (1) 申請日において、申請者又はその配偶者若しくは宣誓者のいずれかが40歳以下であり、かつ、申請者等が報告日から3年以上継続して対象建物に居住する場合 20万円
- (2) 対象建物が居住誘導区域内に所在し、かつ、申請者等が報告日から3年以上継続して対象建物に居住する場合 20万円
- (3) 申請日又は第10条第1項の申請の日において、申請者が多子世帯に属しており、かつ、申請者等が報告日から3年以上継続して対象建物に居住する場合 20万円
- (4) 申請日以後にリフォーム（20万円以上のものに限る。）の契約を締結し、かつ、当該リフォームの施工及びこれに要する費用の支払が報告日までに完了する場合 20万円

(交付申請)

第6条 申請者は、事業の完了前、かつ、取得をする日が属する年度の1月31日までに、犬山市あきや活用支援事業補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象建物の補助対象経費の内訳が分かる書類
- (2) 対象建物及びその土地の登記簿の全部事項証明書の写し
- (3) リフォームの内訳が分かる書類及び図面等(該当者に限る。)
- (4) 婚約者である誓約書(該当者に限る。)
- (5) 報告日までに宣誓者となることの誓約書(該当者に限る。)
- (6) 多子世帯であることが分かる住民票の写し等(該当者に限る。)
- (7) 調査承諾書(様式第2)
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項第7号の承諾書には、当該承諾書に係る申請者等が署名し、又は記名押印しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類により次に掲げる事項について審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

- (1) 法令等及びこの要綱に違反していないこと。
- (2) 補助金の交付の要件を全て満たし、かつ、交付の目的に適合していること。
- (3) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市長が補助金の適正な執行を期するため必要な事項について検査を求めたときは、これに協力すること。

- (2) 法令等及びこの要綱を遵守すること。
- (3) 第5条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当して同項の規定の適用を受ける場合にあっては、報告日において申請者等が対象建物に居住をしていること。ただし、死亡、転地療養、親族の介護、転勤、通学その他特別な事情により世帯の一部の構成員が居住をできないときは、この限りでない。
- (4) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める条件
(決定の通知)

第9条 市長は、第7条の交付決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、犬山市あきや活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第3）により、速やかに申請者に通知するものとする。
(計画変更等)

第10条 交付決定を受けた者（以下「被決定者」という。）は、やむを得ない事由により当該交付決定に係る事業（リフォームを含む。以下この条において同じ。）の内容を変更しようとするときは、犬山市あきや活用支援事業計画変更承認申請書（様式第4）に当該変更の内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、内容に著しい変更を伴うものではなく、かつ、当該交付決定の額に変更を生じない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市あきや活用支援事業計画変更承認通知書（様式第5）により被決定者に通知するものとする。

3 被決定者は、事業を廃止しようとするときは、犬山市あきや活用支援事業廃止届（様式第6）を市長に提出しなければならない。
(完了実績報告)

第11条 被決定者は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定の日の属する年度の3月の第2金曜日のいずれか早い日までに犬山市あきや活用支援事業完了実績報告書（様式第

7) に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書の写し及び補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 対象建物の全景が分かる写真
- (3) 対象建物及びその土地の登記簿の全部事項証明書の写し
- (4) 申請者等の住民票の写し（第5条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）
- (5) リフォームに係る契約書の写し及び当該リフォームに要する工事費に係る領収書の写し（第5条第2項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。）
- (6) 申請者等の一部が転入できないときの理由書（第8条第3号ただし書の規定の適用を受ける場合に限る。）
- (7) 前条第1項ただし書の規定の適用を受ける軽微な変更があった場合は、その内容が分かる書類
- (8) 宣誓者であることを証する書類の写し（被決定者が宣誓者の場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定及び交付）

第12条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、犬山市あき
や活用支援事業補助金額確定通知書（様式第8）により被決定者に
通知するものとする。

2 被決定者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内に、
犬山市あきや活用支援事業補助金交付請求書（様式第9）を市長に
提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、被決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、
交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付決定又は補助金の交付
を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく前条第2項の請求を行わないとき。

- (3) 法令等又はこの要綱に違反したとき。
- (4) 第5条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当して同項の規定の適用を受けた場合であって、報告日から3年以上経過する前に対象建物に居住しなくなった者がある場合。ただし、市長が特に返還の必要がないと認める場合を除く。
- (5) 第10条第3項の届出があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、犬山市あきや活用支援事業補助金取消決定通知書（様式第10）により被決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 前条第1項の取消しを受けた被決定者は、当該取消しを受けた補助金を市長が定める期日までに返還しなければならない。

（申請義務）

第15条 被決定者は、第13条第1項第4号本文に該当するときは、犬山市あきや活用支援事業補助金交付状況変更届（様式第11）を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、死亡による場合を除く。

2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、第13条第1項第4号ただし書の規定に適合すると認めるときは、その旨を当該届出をした被決定者に通知するものとする。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。